

# 労災レセプト電算処理システム

オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイル  
に係る記録条件仕様（【アフターケア】調剤用）

令和3年2月版

厚生労働省労働基準局

## 〈 目 次 〉

<b>第1章 請求、返戻及び再請求に係る基本事項</b> .....	1
1 ファイル形態 .....	1
(1) 労災保険指定薬局から都道府県労働局への請求 .....	1
(2) 都道府県労働局から労災保険指定薬局への返戻 .....	1
(3) 労災保険指定薬局から都道府県労働局への返戻分の再請求 .....	1
2 ファイル単位の記録データ .....	2
3 電子レセプトの記録イメージ .....	3
<b>第2章 返戻ファイルに係る記録条件仕様</b> .....	4
1 電気通信回線 .....	4
2 記録形式 .....	4
3 ファイル構成 .....	4
4 返戻ファイル .....	4
(1) 情報表記仕様 .....	4
ア 返戻ファイルの構成 .....	4
イ 返戻ファイル構成イメージ .....	5
ウ レコード形式 .....	5
エ 内容を表現する文字の符号 .....	8
オ 全角カナの範囲 .....	9
(2) 各種レコードの記録要領に関する事項 .....	10
<b>第3章 再請求ファイルに係る記録条件仕様</b> .....	11
1 電気通信回線 .....	11
2 記録形式 .....	11
3 ファイル構成 .....	11
4 再請求ファイル .....	11

## 第1章 請求及び返戻に係る基本事項

### 1 ファイル形態

「労災保険指定薬局から都道府県労働局への請求」、「都道府県労働局から労災保険指定薬局への返戻」及び「労災保険指定薬局から都道府県労働局への返戻分の再請求」別に、記録条件仕様を定める。

#### (1) 労災保険指定薬局から都道府県労働局への請求

労災保険指定薬局から都道府県労働局に最初に請求を行う場合（以下「一次請求」という。）の請求ファイルの記録条件仕様は、「労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（【アフターケア】調剤用）」（以下「一次請求記録条件仕様」という。）に記述されているところである。

なお、本記録条件仕様におけるレセプトの情報を「請求データ」という。

#### (2) 都道府県労働局から労災保険指定薬局への返戻

都道府県労働局においてレセプトを返戻する場合、請求データを返戻ファイルとして労災保険指定薬局に返戻する。その際、請求データのレセプト共通レコード中に電算処理受付番号を付与して返戻する。

レセプトを返戻する場合、当該レセプト（以下「返戻レセプト」という。）は、請求データのみで構成する。

#### (3) 労災保険指定薬局から都道府県労働局への返戻分の再請求

返戻レセプトを都道府県労働局に再請求する場合、当該レセプトの請求データを修正したレセプト（以下「再請求レセプト」という。）に、労災保険指定薬局単位の薬局情報（ファイルの先頭）及びアフターケア委託費請求書（薬局用）情報（ファイルの最後）を付加した再請求ファイルを都道府県労働局に請求する。

請求データを修正する際、返戻の際に付与されているレセプト共通レコード中の電算処理受付番号を付けて請求する。

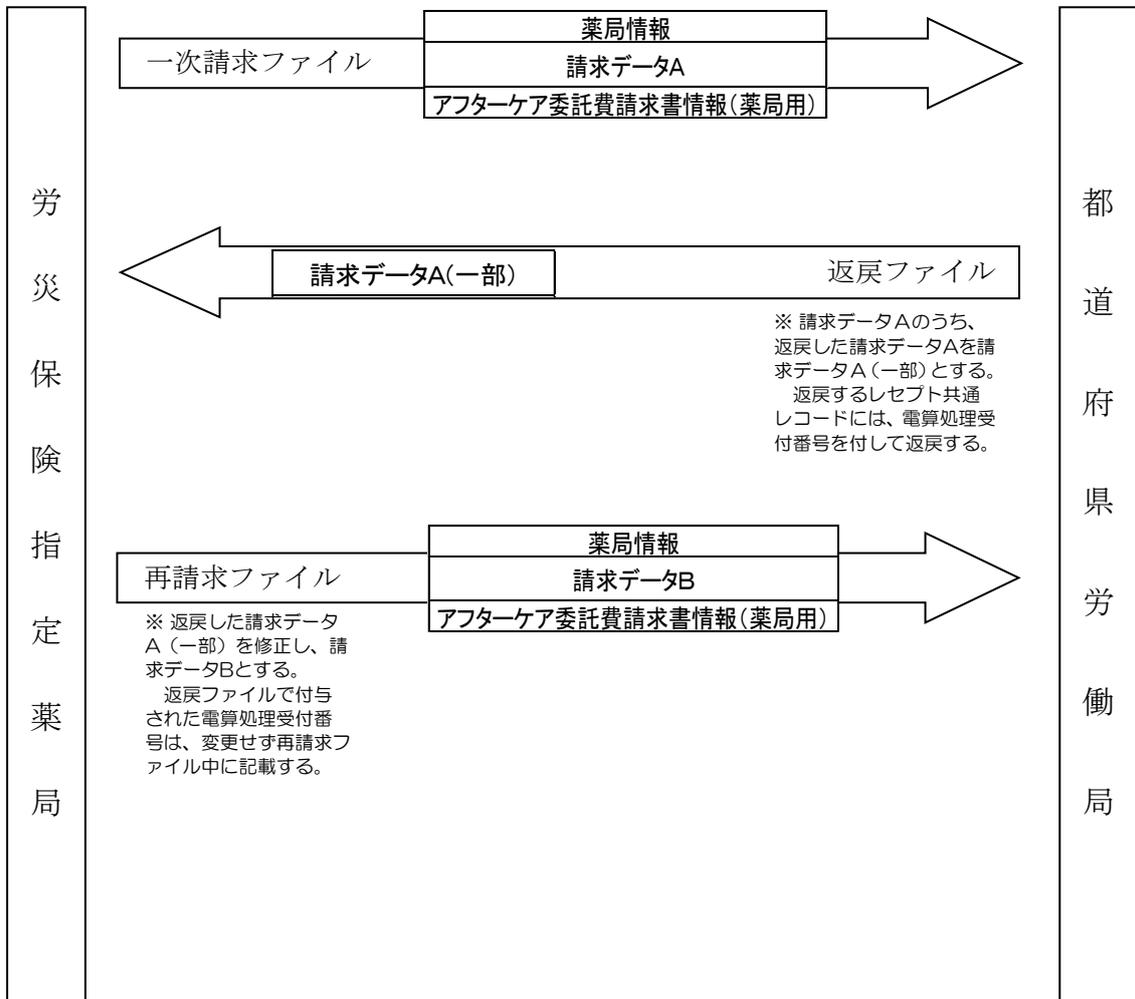
## 2 ファイル単位の記録データ

各ファイルで記録されるデータは、次のとおりとする。

ファイル名	作成者	受領者	状態	記録データ	備考
請求 ファイル	労災保険 指定薬局	都道府県 労働局	労災保険指 定薬局から の一次請求	薬局情報、 請求データ、 アフターケア 委託費請求書 (薬局用) 情報	一次請求記録 条件仕様のと おりとする。
返戻 ファイル	都道府県 労働局	労災保険 指定薬局	労災保険指 定薬局への 返戻レセプ ト	請求データ	請求データの レセプト共通 レコード中に 電算処理受付 番号を付与し て返戻する。
再請求 ファイル	労災保険 指定薬局	都道府県 労働局	労災保険指 定薬局から の返戻レセ プトの再請 求	薬局情報、 請求データ、 アフターケア 委託費請求書 (薬局用) 情報	請求データを 修正する際に は、返戻の際に 付与されてい るレセプト共 通レコード中 の電算処理受 付番号につい ては、変更しな い。

返戻の理由等については、「【アフターケア】照会・不備返戻データダウンロード」画面から、ダウンロードします。

### 3 電子レセプトの記録イメージ



一次請求、一次請求分の返戻、一次請求返戻分の再請求の場合

## 第2章 返戻ファイルに係る記録条件仕様

### 1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいては、IPsec (IETF (Internet Engineering Task Force) において標準とされた、IP (Internet Protocol) レベルの暗号化機能。

認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称) とIKE (Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル) を組み合わせた接続とする。

### 2 記録形式

CSV形式とする。

### 3 ファイル構成

ファイル名を“ARECEY”とし、拡張名を“HEN”とする。

例】 ARECEY.HEN

### 4 返戻ファイル

労災保険指定薬局から都道府県労働局へ請求されたレセプトについて、都道府県労働局の処理の結果、労災保険指定薬局へ返戻する際の返戻ファイルの記録条件について定める。

#### (1) 情報表記仕様

##### ア 返戻ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

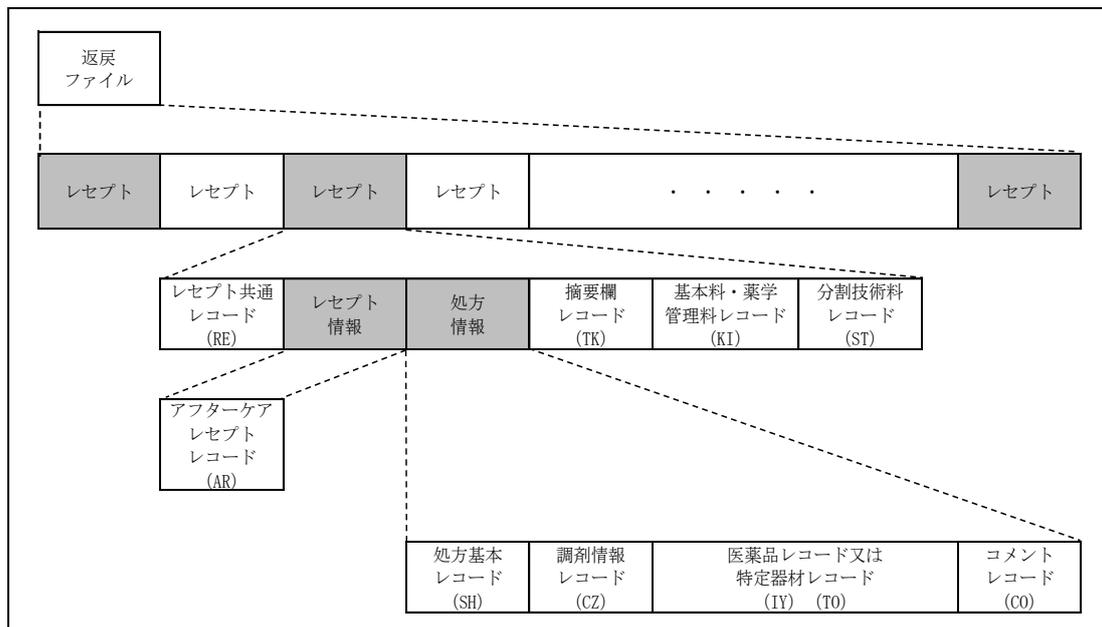
(ア) ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

(イ) ファイルは、返戻処理がされた日ごとにすべてを1つのファイルにまとめて作成し、労災保険指定薬局単位の返戻レセプトを記録する。

(ウ) 請求データは、一次請求記録条件仕様の第1章に規定するレセプトの各種レコード情報で構成する。

(エ) ファイル最終レコードは、改行コードの後にファイルの終わりを示す1バイトの文字列 (EOFコード) を記録する。

## イ 返戻ファイル構成イメージ



## ウ レコード形式

- (ア) レコード形式は、可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行コードを入れる。
- (イ) レコード内の各項目間は、カンマ“,”で区切る。(数値項目の編集に、位取り用のカンマを使用しない。)
- (ウ) 各項目は最大バイト数を規定し、項目形式が固定の項目については最大バイト数で記録し、可変の項目については有効桁(文字)までの記録とする。

なお、有効桁(文字)以降に継続する“スペース”は記録しない。

モード(項目形式)ごとの文字種別及び詳細内容は次のとおりとする。

モード	項目形式	文字種別	詳細内容
数字	可変	半角数字	上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁のゼロを除いた数字(小数点以下が全てゼロの場合は小数点も除く)を記録する。 ただし、別表等に規定されているコードの1文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。 <b>【記録例】</b> (誤)「001」→(正)「1」 ※別表等に規定されているコードが“001”である場合(正)「001」 (誤)「1.0」→(正)「1」 (誤)「1.10」→(正)「1.1」 (誤)「0.00」→(正)「0」

モード	項目形式	文字種別	詳細内容
	固定	半角数字	最大バイト数で記録する。
英数	可変	半角英数	有効文字までの記録とする。 ただし、別表等に規定されているコードの1文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。 【記録例】 (誤) 「01」 → (正) 「1」 ※別表等に規定されているコードが“01”である場合 (正) 「01」
	固定	半角英数	最大バイト数で記録する。
漢字	可変	全角文字	有効文字までの記録とする。
	固定	全角文字	最大バイト数で記録する。

(エ) レコードの種類は、レセプト共通情報（レセプト共通レコード）、レセプト情報（アフターケアレセプトレコード）、処方情報（処方基本レコード、調剤情報レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコード）、摘要欄情報（摘要欄レコード）、基本料・薬学管理料情報（基本料・薬学管理料レコード）及び分割技術料情報（分割技術料レコード）とする。

(オ) 各レコードの先頭には下表のとおりレコードの識別情報を記録する。

レコード種別		モード	バイト	識別情報	備考
請求データ	レセプト共通レコード	英数	2	RE	レセプト単位データの先頭に記録必須
	レセプト情報				労働保険番号、請求点数等の情報を記録
	アフターケアレセプトレコード			AR	労災保険レセプトの場合に記録
	処方情報				1 処方単位のデータを記録
	処方基本レコード			SH	医薬品の剤形、用法等を記録
	調剤情報レコード			CZ	1 調剤日単位のデータを記録
	医薬品レコード			IY	医薬品を記録
	特定器材レコード			TO	特定器材を記録
	コメントレコード			CO	コメントを記録
	摘要欄レコード			TK	摘要欄の内容を記録
	基本料・薬学管理料レコード			KI	調剤基本料、薬学管理料を記録
	分割技術料レコード			ST	分割対象点数、分割技術料を記録

(カ) 対象の年の記録に当たっては西暦を使用し、時刻の記録に当たっては24時間表記を使用する。年月日等及び時刻等に関する項目の記録方法は次の通りとする。

項目の内容	バイト数	記録方法	(記録桁)	備考
年月	6	数字“YYYYMM”	全桁	YYYY…年 (西暦)
年月日	8	数字“YYYYMMDD”	全桁	MM…月
時刻	4	数字“hhmm”	全桁	DD…日
時間 (n 時間)	2	数字“hh”	有効桁まで	hh…時 (24 時間表記)
時間 (n 分)	5	数字“mmmmmm”	有効桁まで	mm…分 を表す。

エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(3)エに規定されているとおりとする。

オ 全角カナの範囲

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフト J I S コードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
8140		、	。	，	．	・	：	；	？	！	`	°	´	˘	¨	ˆ
8150	—	—	、	ゞ	ゝ	ゞ	”	全	々	々	○	—	—	-	/	\
8160	~	//		…	..	‘	’	“	”	(	)	[	]	[	]	{
8170	}	<	>	《	》	「	」	『	』	【	】	+	-	±	×	

ゝ

82E0	も	や	や	ゆ	ゆ	よ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	ん	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・				
8340	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ	エ	エ	オ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	ヂ	ツ	ツ	ッ	ッ	テ	デ	ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
8370	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ	ミ	
8380	ム	メ	モ	ヤ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ワ
8390	キ	エ	ヲ	ン	ヴ	カ	ケ	・	・	・	・	・	・	・	・	A
83A0	B	Γ	Δ	E	Z	H	Θ	I	K	Λ	M	N	Ξ	O	Π	P
83B0	Σ	T	Υ	Φ	X	Ψ	Ω	・	・	・	・	・	・	・	・	α
83C0	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	ι	κ	λ	μ	ν	ξ	ο	π	ρ
83D0	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83E0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83F0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

(Shift-JIS コード表より抜粋)

	使用可能
	使用不可能

(2) 各種レコードの記録要領に関する事項

請求データの各種レコードの記録要領に関する事項は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(4)「各種レコードの記録要領に関する事項」のイ～キと同じ。

なお、請求データのレセプト共通レコード中に電算処理受付番号を付与して返戻する。

### 第3章 再請求ファイルに係る記録条件仕様

#### 1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいては、IPsec (IETF (Internet Engineering Task Force) において標準とされた、IP (Internet Protocol) レベルの暗号化機能。

認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称) とIKE (Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル) を組み合わせた接続とする。

#### 2 記録形式

CSV形式とする。

#### 3 ファイル構成

ファイル名を“AREYnnmm”とし、拡張名を“CYS”とする。

nn=2桁の連番 (原則として、請求月単位に重複しないこととする。)

mm=2桁の連番 (薬局情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。)

例】 AREY0100.CYS

#### 4 再請求ファイル

都道府県労働局から労災保険指定薬局へ返戻された、返戻ファイルについて、労災保険指定薬局が都道府県労働局へ再請求する際の再請求ファイルの記録条件は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(3)「情報表記仕様」、(4)「各種レコードの記録要領に関する事項」と同じ。